

コーポレート・ガバナンス

●コーポレート・ガバナンスの状況

(2026年6月30日現在)

当社及びグループ各社は経営の基本理念である「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」を実現するために、

- ・経営の迅速な意思決定及び経営の効率性の追求
- ・積極的なディスクロージャーを通じた経営の透明性向上
- ・誠実な企業グループとして行動するためのコンプライアンス（法令等遵守）の実践と地域奉仕を基本に、コーポレート・ガバナンスの高度化に努めます。

■企業統治の体制の概要等

当社はコーポレート・ガバナンスの一層の機能強化を図るとともに適正な企業運営を行うため、企業統治の体制として監査役制度を採用しています。

(1) 取締役会

取締役会は社外取締役3名を含む9名の取締役で構成され、原則月1回開催しています。取締役会では、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか業務執行状況やリスク状況の報告を定期的に行っています。

加えて、当社は執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化及び業務執行機能の充実を図っています。

また取締役会には監査役が出席することにより、経営の業務執行に対する監査機能を確保しています。

なお取締役の緊張感を高めるとともに経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とし取締役会の機能強化に努めています。

(2) 監査役会

監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役で構成され、原則月1回開催しています。

監査役は監査役会で決議された監査方針及び監査計画に基づき、監査に関する重要事項の決議、協議、報告等を行っています。

(3) 常務会

常務会は取締役会長、取締役頭取、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員、常務執行役員で構成され、経営に関する重要事項について決議または協議するとともに業務全般の統制・管理を行っています。また取締役会に付議する事項について、適切な意思決定が行えるよう、必要に応じて協議し、十分な検討を確保しています。常務会には、常勤監査役が出席しています。

(4) 経営諮問会議

経営諮問会議は、社外取締役3名、社外監査役2名、社内取締役2名で構成され、取締役等の指名・報酬等について提言を行っています。

■内部統制システムの整備の状況

当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり制定し、内部統制の機能強化に努めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営の基本理念にたち、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、行動憲章において「コンプライアンスを徹底し、誠実・公正に業務を遂行すること」を定め、また、サステナビリティ基本方針において、コーポレート・ガバナンスの高度化を重点課題として定めます。

取締役会が定めた行動憲章について、取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、コンプライアンスを徹底します。

取締役会は、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの重要性を役職員に周知するとともに、コンプライアンスの徹底を図ります。

取締役会は、その時々の経営環境を踏まえたコンプライアンスに関する重点実施項目として事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員はこれを実践します。

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンスの実践状況等の把握を行い、必要な改善措置等を協議・検討します。

コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の整備を行います。また、全部店は、コンプライアンス責任者のもと、コンプライアンスの実践及び研修を行います。

取締役会は、コンプライアンスの実践状況及び運営上の問題点等について定期的または必要に応じて随時、提言・報告を受け、経営施策に反映します。

取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、法令等遵守態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

役職員の法令違反等の早期発見及び未然防止を行うため、内部通報（コンプライアンス・ホットライン等）及び通報者保護の措置を講じます。

マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネー・ローndリング等」という）の防止に対しては、「マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融防止に関する基本方針」を定め、適切なマネー・ローndリング等防止態勢を構築します。

反社会的勢力に対しては、適切かつ毅然とした対応で臨み、関係遮断を徹底します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会等の議事録及び関連資料等、重要な文書については、社内規定に基づき、適切に保存・管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、当社及び当社の関連会社（以下、「当社グループ」という）の業務において発生するリスクについて、以下のリスク区分を設定し、当該リスクを適切に管理するため「リスク管理方針」を定めます。

・信用リスク

・市場リスク

・流動性リスク

・オペレーショナルリスク

取締役会が定めたリスク管理方針に則り、リスク区分毎のリスク管理規程において、リスクに関する管理体制、管理方法等を定め、リスク区分毎に設置した統括管理部署及び所管部署が、担当するリスクを網羅的に管理し、統一的リスク管理部署が、それらの各種リスクを統一的に管理します。

A L M委員会を設置し、全体のバランスシート（含むオフバランス）を総合調整することにより、リスクを許容範囲内に制御し、収益性の向上に努めます。

オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、オペレーショナルリスク及びその管理態勢に関する重要事項を把握し、オペレーショナルリスク管理の実効性を高めます。

自然災害やシステム障害などの緊急事態を想定した「業務継続管理方針」を定め、業務継続のための管理態勢を整備します。

取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク状況について定期的または必要に応じて随時、報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させます。

取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署から、リスク管理態勢に係る監査結果について適時適切に報告を受けます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画を策定し、その主旨、基本戦略及び主要施策等について役職員に周知するとともに、中期経営計画に基づき半期毎の業務計画を策定します。業務計画の策定にあたり、戦略目標として、計量計画の設定、各業務区分への効率的な資本配賦及び効率的な経営資源の配分を行います。

取締役会は、中期経営計画及び業務計画の進捗状況等について、定期的に報告を受けるほか、必要に応じて計画達成に向けた具体的施策を決定します。

取締役会の下部組織として取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員、専務執行役員、常務執行役員及び常勤監査役で構成される常務会において、経営に関する重要事項について決議または協議するとともに、業務全般の統制・管理を行います。また、取締役会に付議する事項について、適切な意思決定が行えるよう、必要に応じて協議し、十分な検討を確保します。

